

(目的)

第1条 この告示は、既存木造住宅の所有者が自己の居住する住宅の耐震診断を実施するにあたり、木造住宅耐震診断技術者(以下「耐震診断技術者」という。)を派遣し耐震診断を行うことにより、地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する知識の普及及び耐震診断の実施の促進を図り、もって震災に強い街づくりを目指すことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 山梨県木造住宅耐震診断技術者 建築士の資格を有し、次に掲げる講習会のいずれかを修了した者をいう。

ア 国土交通大臣登録耐震診断資格者講習会又は国土交通大臣がこれと同等以上であると認める講習会

イ 山梨県が共催する山梨県木造住宅耐震診断・補強計画技術者講習会

(2) 既存木造住宅 次に掲げる要件を全て満たす住宅とする。

ア 昭和56年5月31日以前に着工されたもの

イ 木造在来軸組工法及び伝統工法で建築されたもの

(3) 木造住宅耐震診断 次のいずれかにより、診断したものとする。

ア 山梨県木造住宅耐震診断技術者(建築士の資格を有し、山梨県が主催若しくは後援する山梨県木造住宅耐震診断マニュアル講習会又はこれと同等以上であると知事が認める講習会の受講修了者をいう。)が山梨県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて行う住宅の耐震診断

イ 一般財団法人日本建築防災協会(以下「協会」という。)発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」による住宅の一般診断若しくは精密診断又は協会発行の「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」による住宅の精密診断

(事業対象建築物等)

第3条 事業の対象となる建築物等は、既存木造住宅で次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、この告示に基づき耐震診断を実施したものは除く。

(1) 戸建て住宅で長屋及び共同住宅以外のもの

(2) 2階建て以下のもの

(3) 本市が備える住民基本台帳に記録されている者が所有する木造住宅で、かつ、居住しているもの。ただし、当該住宅に居住している者が所有者の3親等以内の親族の場合で、賃貸借契約等による使用形態でないときは、この限りでない。

(4) 耐震診断事業の実施は、対象建築物につき1回を限度とし、補助事業においては、過去に耐震改修等に係る県又は市の補助金の交付を受けていないものに限る。

(5) 市税等及び延滞金を滞納していない者

(6) 北杜市暴力団排除条例(平成24年北杜市条例第29号)第2条第4号に規定する暴力団又は同条第5号に規定する暴力団員等でない者

(事業内容)

第4条 市長は、前条に規定する既存木造住宅に、耐震診断を実施するため耐震診断技術者を派遣し、当該既存木造住宅に対し、次に掲げる業務を実施することができる。

(1) 木造住宅耐震診断

(2) 木造住宅耐震改修工事費の概算見積書の作成

(3) 耐震診断結果及び耐震改修工事概要の所有者への説明

(4) その他市長が認める事項

2 前項の派遣の費用については、北杜市の負担とする。

3 耐震診断事業の実施は、対象となる建築物につき1回を限度とする。

(委託業務)

第5条 市長は、前条第1項の事業の一部を委託することができる。

(申請手続)

第6条 第4条第1項の規定による耐震診断を申し込もうとする者は、市の公募する期間内に、北杜市木造住宅耐震診断申込書(様式第1号)に市税等納税証明願(様式第2号)を添えて市長に提出しなければならない。

(耐震診断技術者の派遣の決定)

第7条 市長は、前条に規定する診断申込書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、耐震診断技術者の派遣を決定したときは、北杜市木造住宅耐震診断技術者派遣可否決定通知書(様式第3号)をもって当該申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により耐震診断技術者の派遣の決定を通知する場合において、必要があるときは、当該耐震診断技術者の派遣について条件を付すことができる。

3 市長は、第1項に規定する審査の結果、耐震診断技術者を派遣しないと決定したときは、同項の規定による通知書によりその理由を付して、当該申請者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定による通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、北杜市木造住宅耐震診断技術者派遣変更通知書(様式第4号)をもって当該申請者に通知するものとする。
(耐震診断の取り止め)

第8条 第6条の規定により耐震診断を申し込んだ者(以下「耐震診断申込者」という。)は、事情により耐震診断を中止し、又は取り止めるときは、速やかに、市長にその旨を通知しなければならない。
(耐震診断技術者の派遣の取消し)

第9条 市長は、第7条第1項の規定により耐震診断技術者の派遣の通知(以下「派遣通知」という。)を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、耐震診断技術者の派遣を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正の行為により派遣通知を受けたとき。

(2) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

(診断費用の返還)

第10条 市長は、前条の規定により耐震診断技術者の派遣を取り消した場合において、当該取消しに係る診断を既に実施しているときは、期限を定めて、その診断に要した費用の返還を命じることができる。

(耐震診断申込者に対する指導)

第11条 市長は、耐震診断申込者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図れるよう必要な指導及び助言をすることができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

(有効期限)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則(平成21年11月19日告示第99号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月29日告示第59号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第24号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年5月20日告示第10号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月30日告示第41号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第39号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3号ウを削り、同条第4号を削る改正規定、第3条の改正規定、第4条の改正規定及び様式第1号の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の北杜市木造住宅耐震診断事業実施要綱第2条第3号、同条第4号、第3条第1項、同条第2項、第4条第1項、同項第1号及び様式第1号の規定は、令和3年4月1日以後に申請書が提出された補助金の交付から適用し、同日前に申請書が提出された補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(令和4年2月18日告示第7号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に改正前のそれぞれの告示の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの告示の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(令和6年3月27日告示第24号)

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の北杜市木造住宅耐震診断事業実施要綱の規定は、施行の日以後に申込書が提出された診断から適用し、同日前に申込書が提出された診断については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際、改正前の北杜市木造住宅耐震診断事業実施要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え使用することができる。

様式第1号(第6条関係)

様式第1号(第6条関係)

(表)

年 月 日

北杜市長 様

申込者 住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

北杜市木造住宅耐震診断申込書

私は、北杜市木造住宅耐震診断事業実施要綱第6条の規定に基づき、下記住宅の耐震診断を実施したいので申し込みます。

記

住 宅 の 所 在 地	北杜市					
建 物 の 種 類	☐ 専用住宅 ☐ ()併用住宅					
構 造	木造 <table border="1"><tr><td>瓦</td></tr><tr><td>亜鉛鉄板</td></tr><tr><td>スレート</td></tr></table> 葺 階建て			瓦	亜鉛鉄板	スレート
瓦						
亜鉛鉄板						
スレート						
床 面 積	1階 <u> </u> m ² 2階 <u> </u> m ² 合計 <u> </u> m ² (併用部分床面積 <u> </u> m ²)					
建 築 年 次	☐ ☐ <u> </u> 年 <u> </u> 月 ☐ (昭和56年5月31日以前に工事着手したものが対象)					
設計図書の有無	☐ 有 (☐ 確認申請 ☐ 住宅金融公庫 ☐ その他) ☐ 無					

(裏)

【情報提供等に関する署名欄】

- 1 木造住宅耐震診断の可否を決定するに当たり、固定資産課税台帳、建築確認申請その他この事業の事務遂行に必要な公募の閲覧又は照会並びに申込書の内容について耐震診断技術者に提供を行うことに同意します。
- 2 北杜市暴力団排除条例（平成24年北杜市条例第29号）第2条第4号に規定する暴力団又は同条第5号に規定する暴力団員等ではないことを誓約します。

本人署名 _____

様式第2号（第6条関係）

市税等納税証明願

年 月 日

北杜市長

住所
氏名
生年月日

現在、市税等及び延滞金を滞納していないことを証明願います。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

市区町村長 印

様式第3号(第7条関係)

第 号
年 月 日

耐震診断申込者

様

北杜市長

北杜市木造住宅耐震診断技術者派遣可否決定通知書

年 月 日付けで申し込みのありました耐震診断申込書の内容を審査した結果、下記のとおり決定したので、北杜市木造住宅耐震診断事業実施要綱第7条の規定により通知します。

なお、診断日については、派遣する耐震診断技術者より、連絡いたします。

記

耐震診断技術者派遣の可否

(1) 派遣します。

ただし、虚偽の申請その他の不正行為等により耐震診断技術者の派遣決定を受けたとき、又はその他市長が不適当と認める事由が生じたときは、耐震診断技術者の派遣及びその耐震診断に係る費用の弁償を請求することがあります。

派遣する耐震診断技術者

登 録 番 号	
氏 名	
住 所	
電 話 番 号	

(2) 派遣いたしません。

派遣しない理由

様式第4号(第7条関係)

第 号
年 月 日

耐震診断申込者
様

北杜市長

北杜市木造住宅耐震診断技術者派遣変更通知書

年 月 日付け第 号で通知いたしました北杜市木造住宅耐震診断技術者派遣可否決定通知書に、下記のとおり変更が生じたので、北杜市木造住宅耐震診断事業実施要綱第7条第4項の規定により通知します。

記

変更事項

(1) 耐震診断技術者の変更

変 更 前	
登 録 番 号	
氏 名	
住 所	
電 話 番 号	

変 更 後	
登 録 番 号	
氏 名	
住 所	
電 話 番 号	

変更理由

(2) その他